

北上市告示甲第121号

北上市ネーミングライツ事業実施要綱（令和2年北上市告示甲第52号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(対象施設等)</p> <p>第5 ネーミングライツ事業の対象施設等は、次の各号に定めるものとする。ただし、庁舎や学校等の市民生活に混乱や誤解を招く恐れがあるものとして市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は除くものとする。</p> <p>(1) <u>体育施設</u>、教育文化施設、公園その他の市が所有する施設又はその一部</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(対象施設等)</p> <p>第5 ネーミングライツ事業の対象施設等は、次の各号に定めるものとする。ただし、庁舎や学校等の市民生活に混乱や誤解を招く恐れがあるものとして市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は除くものとする。</p> <p>(1) <u>スポーツ施設</u>、教育文化施設、公園その他の市が所有する施設又はその一部</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	